

会議録

会議の名称	令和7年度第3回川越市上下水道事業経営審議会
開催日時	令和7年8月18日(月) 午後2時00分 開会 ・ 午後4時00分 閉会
開催場所	川越市中央公民館 軽体育室
議長(会長) 氏名 *敬称略	議長:青木 亮(会長)
出席者(委員) 氏名(人数) *敬称略	青木亮(会長)、佐野勝正(副会長) 中野敏浩、村山博紀、柿田有一、片野広隆、桐野忠、小ノ澤哲也、吉野郁恵、 山崎宏史、山口陽子、野口典孝、菅間和範、横山三枝子、村上直、 佐久間佳枝 の各委員(16名)
欠席者(委員) 氏名(人数) *敬称略	宮岡寛、新井康夫 の各委員(2名)
事務局職員 氏名(職名)	内田真(上下水道局長) 【財務課】 馬橋洋(課長)、内田拓亨(副課長)、佐藤和明(副主幹)、浅野蒼太(主事) 【給水サービス課】 堀尚吾(上下水道局参事兼課長) 【事業計画課】 小林武(上下水道局副局長兼課長) 【水道課】 新井賢一(上下水道局参事兼課長) 【下水道課】 西村雅喜(課長) 【上下水道管理センター】 石戸祐仁(所長) 【総務企画課】 矢野雄一(上下水道局副局長兼課長)、嶋村典子(副課長)、高田英明(副 主幹)、児玉陽介(主査)、佐々木亮(主査)、金井拓実(主事)
傍聴人(人数)	1名
会議次第	別紙のとおり

配付資料

(事前配付資料)

○令和7年度第3回川越市上下水道事業経営審議会次第

○資料1

下水道使用料 基本料金の算定について

○資料2

埼玉県内(56事業体)における下水道使用料(1か月20m³当り)
の比較(基本料金・従量料金別)

○参考資料

令和6年度使用料対象経費の経費分解

議事の経過	
発言者	議題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
	<p>1 開 会</p> <p>【傍聴希望者の確認】</p> <p>事務局より資料の確認、傍聴希望者はいない旨の報告がなされた。</p> <p>2 議 題</p> <p>(1) 諮問事項 下水道使用料の改定について</p> <p>① 下水道使用料 基本料金の算定について</p> <p>(2) その他</p>
事務局	(1) 諮問事項 下水道使用料の改定について資料1に基づき説明。 説明の合間に傍聴希望者1名入室。
会 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>委員の皆様からご意見ご質問等いただきたいと思いますが、議論が散漫にならないよう、範囲を区切って進めたいと思います。</p> <p>資料1は、1章から4章までありますので、章ごとに1章から順番にご審議をしていただきたいと思います。</p> <p>まず1章「国と日本下水道協会の考え方」、ページは1ページから7ページになります。こちらについて、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p>
副会長	<p>日本下水道協会の基本料金30%ですけれども、あまり根拠はないと思います。</p> <p>恐らくないとは思いますが、水道局で別の情報はございますでしょうか。</p>
事務局	おっしゃるとおり30%の根拠となるものは存在しないのですが、過去に中核市でこの基本料金の割合の調査をした時の平均値も、30%程であったというものがございます。
会 長	他にご意見ご質問ないようでしたら、続きまして2章「本市の現状について」、ページでは8ページから14ページとなりますが、こちらについてご意見ご質問等ございますでしょうか。
副会長	基本料金の収入割合を30%とご説明いただきましたが、9ページの表に当てはめて、仮に30%で従量料金も改定した場合、改定後に各排除量区分でどのぐらい負担増や負担減が生じるのか、今回数字をお持ちでないようでしたら、次回ご説明いただけるとうれしいです。例えば、1, 0

	<p>0 1 m³以上の区分の使用料は7億9千万円とか24.9%とかあるのですけれども、改定したらこの辺のところはどうなるのか、次回の時に教えていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。次回の時にはお示しできるようにご用意したいと思います。</p>
会 長	<p>他にご意見ご質問等ないようでしたら、3章「使用料改定の前提となる考え方について」、ページですと15ページから17ページになります。 こちらにつきましては16ページに①から③まで事務局の考え方も示されておりますので、この辺りも含めましてご意見ご質問等ございますでしょうか。</p>
委 員	<p>教えていただきたいのですが、今公衆浴場は川越市では0ですよ。その上でなぜ公衆浴場を残すのか、将来必要だと思うからというご説明がありました。今どの家庭にもお風呂があり、そしてスーパー銭湯なども結構利用されていますが、公衆浴場に一定の公共性が認められるから改定を見送ろうという決断をされたのはどういった理由からでしょうか。</p>
事務局	<p>ご質問ありがとうございます。用途別のそもそもの考え方の大元になっている部分が、6ページの用途別使用料制についての、公衆浴場の例のところ、「公衆浴場汚水は、公衆衛生の向上に寄与していること、物価統制令に基づき公衆浴場使用料が低廉に抑えられていることから、下水道使用料を低く抑える政策的配慮が加えられている」という形で、用途別の設定が元々されていたという部分がございます。このまま今の生活の状況がずっと続いていくと考えていけばおっしゃるとおりいらないのかもしれませんが、今回ご審議いただいている使用料というのは下水道のいわゆる条例で定める話になりますので、一度決めてしまったものというのはそう簡単に変えることができないものがございます。その点も考えますと、今後どのように社会情勢が変化するかわからない中で、公衆浴場の部分については、現状のままにしようと考えたところでございます。</p>
会 長	<p>確かに公衆浴場は使っていませんし、近々公衆浴場がどんどん増えることはあまりないとは思いますが、将来的にどうなるかわからないと。その時にすぐさま条例改正となるのが難しいという、局の判断かと思えます。他はいかがでしょう。</p>
委 員	<p>厚生労働省によると公衆浴場には物価統制令に基づく銭湯を指す「一般公衆浴場」と、スーパー銭湯、サウナなどを指す「その他の公衆浴場」という2つの区分があるとの記載がありました。物価統制がなされたのは昭和</p>

	<p>21年と大昔のため、議論するにあたってはその時の法律に縛られず検討していかなければならないと考えますが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。実際に市の使用料表の「公衆浴場用」の区分が適用される公衆浴場は、公衆浴場法の適用を受ける公衆浴場のうち、物価統制令等により入浴料金が統制される「銭湯」であり、いわゆるスーパー銭湯などはこの範疇に含まれておりません。このため、現在川越市内のスーパー銭湯と言われているところにつきましては、「家事用その他」の用途区分を適用しているという状況となっております。</p>
委員	<p>資料の12ページに、スーパー銭湯の一部で「公共下水道の接続区域外」という記載がございますけれども、具体的にはどのような処理の仕方をされているのでしょうか。</p>
事務局	<p>下水道を使用されておられませんので、浄化槽などで一定程度の処理をして、公共水域に放流している形となっております。</p>
委員	<p>そういう処理の仕方を見て、公衆浴場の対象から外すというようなことになったのでしょうか。</p>
事務局	<p>あくまでもスーパー銭湯は公衆浴場法その他の法令による「銭湯」と同じではないというカテゴリーで考えられたものですから、スーパー銭湯は現在も一般用の料金を適用させていただいております。ただその中で公共下水道の接続区域外のところは、下水道を使っていないという話となりますので、下水道使用料は発生していないという形となります。</p>
会長	<p>公衆浴場に関しては社会衛生上の理由から、排水に関しても低廉な料金にしましょうという、そういう社会政策上の考え方ということですよ。逆にスーパー銭湯がそうっていないということは、スーパー銭湯ごとの考え方とか、サービス内容に応じて料金はある程度自由に決められますよという企業的な判断でやっている以上、排水に関しても社会政策上特別な配慮をする必要がないため、銭湯に対してだけ、少し特殊な配慮をしましょうという考え方が今でも残っているのかなと思います。銭湯の区分は法律上の要件でかなり厳密に決まっておりますので、川越市としては要件を満たせばその銭湯の区分を使いましょうということであると思います。</p>
委員	<p>ありがとうございます。(スーパー銭湯などは)一般の家庭と違って排水量も相当な量がありますので、やはりそれが何の対象にもならないのかなと非常に疑問を持ちましたため、質問いたしました。</p>

事務局	<p>ありがとうございます。その他の公衆浴場の部分というお話であったかと思いますが、先ほど説明がございましたように、いわゆるスーパー銭湯などの排水が多いところは物価統制令等の法令に関わってくるところでございますため、それらについては従量料金でご検討していただけたらと思います。</p>
会長	<p>他はいかがでしょうか。</p>
委員	<p>議論があったので反対サイドから少し意見を言わせてもらえればありがたいかなと思うのですが、高度経済成長を経て社会が発展してどの家庭にも大体お風呂があるだろうなというのは今の川越市の現状ではございますけれども、特にバブル期以降、経済は発展するけれども市民レベルで言えば経済格差は大きくなっているというのが率直な私の認識です。そうすると公衆浴場を低廉にしたのは公衆衛生を向上させることが社会全体の環境を良くすることに繋がるということの認識があるためで、つまり簡単に言ってしまうと経済的な負担をそれほど多くなく、皆にお風呂に入ってもらった方がいいだろうという政策なわけですね。現状は政策的な問題もあって格差の開きやすい社会情勢にあると思います。そうすると、比較的経済的に豊かでない人たちのために公衆衛生を確保する政策的な意図がまだ入る余地があるだろうということは、当面想定しておいて悪くないなと思っています。今すぐにいるかどうかわからないし、そういうことにはなりそうにもないけれども、今の経済状況を見るとまだまだそういう懸念はたくさんある。ましてや世界を見てみれば、戦争をしている国もあるわけですね。あつという間に公衆衛生がズタズタになるような可能性も否定できない社会情勢にあっては、そういう政策的な余地を残しておくというのは、それほど悪くない対応だろうなと。だから使っていないからなくしてしまいたいという必要までは、私は感じていないため、(公衆浴場用の用途を)残すことには、私は賛成です。</p>
会長	<p>他はいかがでしょうか。</p>
委員	<p>参考資料の表に基本水量制という用語が出ていますが、これに対する説明をしていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>簡単にご説明させていただきますと、基本料金という形で設定をしているわけですが、この基本料金の中にある程度の従量料金を含むというものが基本水量制になります。例えば、基本料金が500円で基本水量として10㎡までという形になった場合、全く使わなくても10㎡使っても、どちらも500円となるということです。つまり11㎡から新たに従</p>

量料金がかかってくるという形です。ただこれに関しましては、全然使わない人と10㎡使った人と全く差が生まれないというのは、かえって不公平なのではないかというところで、方向性としては、基本水量制というのは今後変えていけるものであれば変えていきたいと思いますというような考え方も出てきているところではございます。ただ埼玉県内ではまだ基本水量制を採用している自治体が多いというのが現状でございます。

会 長

他はいかがでしょうか。

副会長

非常に重要なところで、皆様のご納得をいただいた方がいいのかと思うところがありますので、申し上げたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。私は基本料金と従量料金を分けるのは大賛成です。固定費と変動費を分けるという考え方がシンプルで、本来、固定費は全額基本料で賄って変動費は使ったようにやるというのは原則ですけれども、いろいろ政策的な配慮でおそらく先ほどの30%が出てくるのだとは思いますが。今回そういう考え方を前提としたところで、参考資料の令和6年度使用料対象経費の経費分解における固定費の中に、県に対する流域下水道負担金がございます。県の所有する施設に排出した数字に基づいて計算すると、実はこれ変動費です。全部が、固定費とはいわないのですけれども、おそらく川越市は、従来からこれを固定費の扱いとしていて、今回もそういう前提でおやりになっているのだと思いますけれども、固定費の扱いを従来どおり貫いて進むのを了解していただけるのか、あとで変動費がないのはおかしいのではないかというご意見があっても困ってしまうため、そこをお願いしたいなと思います。あと県は実態としてどのようにやっているのか、あらかじめ説明をしていただいてから決められたらと思います。

事務局

ご意見ありがとうございます。まず県の考え方でございますが、県につきましては、いわゆる処理場の、維持管理の費用の部分を、各加盟の13市町に請求しているものでございまして、固定費として県では取り扱っているところがございます。また、本市にとっての流域下水道維持管理負担金でございますが、副会長のおっしゃるとおり、変動費的な性格も持ち合わせているものというのは認識しているところでございます。しかしながら、日本下水道協会下水道使用料算定の基本的考え方、こちらでは負担金は全て固定費として整理するように記載されておまして、またこの流域下水道維持管理負担金はこちらの実情としましても、本市に下水道使用者がいらっしゃる限り、必ず発生してくる経費でございまして、その大部分が毎年固定的に発生してくるものでございます。また今回経営の安定化を図る観点や、下水道施設の持続可能性などの観点からも、この経費は固定費として整理させていただきまして、基本料金についてご審議いただきたいと考えているものでございます。

副会長	非常に重要なことですので、他の方のご意見も聞いていただきたいと思います。
会 長	今のご説明ですと日本下水道協会でそういう処理をするというのと、実態として県から、使用料が多少上下したところで、県の負担金が変わるということはないと。その意味で変動費的な要素もあるかもしれませんが、ひとまず固定費として、川越市では処理をしているという理解でよろしいでしょうか。
事務局	はい。
委 員	意見を少し言っておきますが、今議論されたことは、私は結構大事だと思っていて、つまり流域下水道負担金が固定費の中に入っている、ある程度の割合で固定費を基本料金に乗せるというような考えを今回示しているということですよね。ただ固定費と言いながら流域下水道負担金がどのように構成されてその運営管理も含めてというのはもう決まってこちらに課せられているので、その性質上どうだということがあまりこちらで諮る余地がない中で、固定費、基本料金にそこを賄うべきと言われるのには少し違和感は覚えますということですよ。つまり、きちんと減価償却がされているか、過大な設備投資がされていないかまではこの場では審議できないわけで、それが既にかなり大きな規模として固定費の3分の1を占めるものとして入っているのを前提として、それを固定費だから基本料金で多くは賄うべきというような考え方にすると少し違和感を覚えます。それは必ずしもそのところの責任まで全て我々が負うというものではないので、全部が全部固定費で現状とても低いので（使用料を）上げることは妨げないけれども、3割なり5割なりとかという形で、基本料金に乗せることには少し違和感は覚えますと、意見として申し上げておきたいと思いません。
会 長	他はございますか。
副会長	変動費扱いにするとずっと変動費となってしまいが、それは仕方がないということですよ。
委 員	はい。
委 員	県のこの負担金ですけれども例えば前回も説明いただきました、いわゆる今回値上げできる部分の40%のうち約13%が負担金の部分に当たるのかと思います。県内、例えば先ほどお話ありましたけれども基本水量制

	<p>を採用しているところであるとか、さまざま違うとは思いますが、経理上では県内全ての自治体が固定費で扱っていると考えてよろしいのでしょうか。</p>
事務局	<p>経理上でございますが、県内の状況というのは申し訳ありません、調べていないところなのですが、資料の3ページに全国の経費全体の固定費が87.1%を占めていると記載してございます。流域下水道につきましては、全国の47都道府県のうち、42の都道府県で広く設置をされておまして、そういったところを踏まえたと、やはり多くの自治体で、流域下水道の維持管理負担金の部分が、固定費として整理されているということが想定できるのかなと考えているところでございます。</p>
委員	<p>わかりました。いずれにしてもこの固定費に入れることで基本料金に対するウェイトも上がるわけであって、いろいろな自治体がこれから値上げをするときに一応埼玉県は固定費で扱っていますということですね。他の、大体の都道府県もみな固定費でやっているのだらうなというのはよくわかるのですが、それを受けて今まで値上げをしてきた自治体、これから値上げをする自治体も一応固定費で扱っているのかどうかその辺のところも可能な限り調べて、次回で結構ですので教えていただきたいと思えます。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。次回までに調べさせていただいて、少しでも事例をお示しできればと思います。</p>
会長	<p>他はございますでしょうか。</p>
委員	<p>今の話ですけれども、この負担金の金額を例えば変動費に直した場合に、基本料金の算定が変わってきますよね。その場合どうなるかという数字は、今わからないですよ。</p>
事務局	<p>今は数字を持っておらず、その辺のところは実際に計算をしてみないとわからないというのが正直なところでございます。</p>
委員	<p>でもこれはかなり大事な問題だとお話を聞いていて思いましたけれども、やはり今使用料の中で、基本料金だけしか払っていないという人たちも何%かいらっしゃるわけですよ。そういう中で本当に基本料金が上がってしまった場合に水道料金が払えなくなってしまうことがあったとしたらやはり問題だと思うので、もう少し検討された方がいいのではないかなと思います。ですので例えば周りの99%がやっていたとしても、1%の自治体ではやらないという選択もないとはいえないと思うので、もう少し</p>

	<p>し考えていただきたいなと思いました。</p>
会 長	<p>他はいかがでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p>
会 長	<p>そうしましたら16ページの事務局から示されております①から③について一つずつお諮りをしていきたいと思えます。16ページのところに①②③とございますけれども、まず①、用途別使用料制これにつきましては、事務局から家事用その他公衆浴場の二つの用途を採用したいということがございますけれども、これでよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
会 長	<p>それでは①の用途別使用料制につきましては、事務局案どおりといたします。続きまして②、二部使用料制を採用したいということですが、これにつきましても、事務局案の現行どおりということによろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
会 長	<p>ありがとうございます。それでは②の二部使用料制につきましては、事務局案どおりといたします。最後に③の公衆浴場用、これの使用料の改定を見送りたいという、事務局の案でございますがこれについては、よろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
会 長	<p>ありがとうございます。それでは③公衆浴場につきましても、事務局案どおりということにさせていただければと思えます。この後、4章に入るのでありますが、少し長くなりましたので、一旦ここで休憩とさせていただきます。</p> <p>(休憩)</p>
会 長	<p>時間になりましたので、審議を再開させていただきたいと思えます。それでは引き続き資料1の4章「使用料改定案(基本料金)について」、ページは18ページから21ページになります。こちらと参考資料の、「埼玉県内における下水道使用料の比較」について、併せてご審議をいただきたいと思えます。こちらは21ページに、固定費の配分割合別の基本料金月額案として、現行の7.9%から37%まで事務局から改定案も示されておりますので、これについてもご意見ご質問等をいただきたいと思えます。</p>

	<p>よろしくお願ひします。</p>
副会長	<p>今いろいろ宿題が出ていますし、それによつても数字の影響を受けるから、今日決めるわけにはいかないと思うのですが。何も宿題が出ていなかったら、この中で選べるとは思いますが、どうでしょうか。</p>
事務局	<p>宿題の内容を改めて整理させていただいて、次回お示しするべきものをちゃんとコミットさせていただければと思います。</p>
会 長	<p>実際には、今日最終的に原案これでいいですとなる可能性は低いと思います。今日のところは宿題をいろいろ出していただくということになるような気はいたしますが、もしご意見等ございましたら、お願ひします。</p>
委 員	<p>質問ではなく感想なのですけれども、まず19ページ目を見て思ったのが、世帯数は変わらないけれども人口が減っちゃいますというので、従量制に重点化しちゃうと、収入がどんどん減ってしまいますという理解をしました。なので基本料金はある程度を上げないと、またすぐ料金改定が来てしまいますという意味だと受け取りました。あと別で出していただいた、これ前回お願ひした資料で、県内の様子を調べていただいたのですが、例えば最終ページ21ページの、全部基本料金を上げた場合の数字を見ると、県内で22番目だと思います。これだけ見ると、全部これで終わっても良いのではないかという気もするのですけれども、ただ水道料金はまだこれからなのですけれども、やはり水道料金と（同じく）従量料金制をやらなとおかしいなという感じがして。例えば先に基本料金だけ全部やりますと言ってしまうと、水道料金を検討したときに、条例を作るときの説明において二つの理屈で説明することは難しいかなという気もしております。なので、先ほど副会長がまだ決められないとお話されたのですけれども、何かその辺の全体のイメージが見えないと、なかなかこの基本料金をどのくらい上げるかという、最初の話で、副会長が30%でも理屈はないというお話もされておりましたので、私は単純に下水道協会のようなベースでいいのかなという気もしたりしたのですけれども、何か、対外的に説明するときの理屈を、イメージしながら、決めていく必要もあるのかなという感想を持ちました。一応感想だけですので、よろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>事務局はよろしいですか。</p>
事務局	<p>はい。ありがとうございます。</p>
会 長	<p>他はいかがですか。</p>

委員	<p>基本料金をどれぐらいの割合にするかの前に、一覧を見ると、川越市は（基本料金が）一番低いわけですね。これからどのように改定するかの前に今どういう考え方でこの基本料金の設定にしているのかということを示してほしいと思います。というのも、この200円の基本料金を見ればこれは国と日本下水道協会の考え方ここで示されている資料だけでも2016年度版とかかなり前の段階で示されているわけで、かなり長くこれが示されて以降も川越市はこの料金体系でやっているわけですね。そうすると、この200円という基本料金はかなり明確な強い意志として基本料金を低廉に抑えているという政策が行われていると判断できると思うわけですね。そうするとこれがどういう考えに基づいて行われていたのか、それからこの先ある程度値上げをしようと思えば、明確な政策変更になる可能性があるかと私には見えるので、そういう政策変更をする意思があるのかということの両方を示さないと、なかなか値上げをするときの根拠として弱くなるので、現行どういう考え方にに基づいて行われているのか。それからそれを一定程度、政策変更をするという意思がおりなのかということ、はっきり示していただきたいということを申し上げておきたいと思います。</p>
副会長	<p>委員に追加して、200円というのはいつごろ決めて、過去に改定の動きがあったのか、それもあわせて却下されたら却下されたときはどんな理由があってそのように却下されたのか、それもあわせて教えていただきたいなと思います。</p>
事務局	<p>ご意見ありがとうございます。今ご指摘いただいたとおり、過去の改定時の考え方というところを改めて確認をさせていただきまして、そのときの考え方、どのような形でその基本料金を設定したのかというところは、次回お示しさせていただければと思います。また副会長のおっしゃられた、過去の改定の状況につきましては、前にもご説明させていただいたとおり平成21年のときに改定を行いましてそれ以降は行ってはおりません。審議会等を開催したという形のものも、記録上はなかったはずですので、もう1回確認をして次回お示しできればとは思いますが、なかったと考えております。</p>
会長	<p>他はいかがでしょうか。</p> <p>（意見なし）</p>
会長	<p>よろしいですか。ひとまずご質問、ご意見等がないようでしたら、これまでの議論で、事務局から21ページのところで、7.9%から37%まで出していただいておりますけれども、今回は基本料金の部分についてだ</p>

けで、実際には下水道使用料を払っていただく基本料金と従量料金という組み合わせで、基本料金だけ払うとか従量料金だけ払うとかの組み合わせではございませんので、最終的な金額を利用者に払っていただくということにおいては、従量料金のところが出てこない、少し議論はしにくいというところがございます。それから他の自治体等につきましても、当然従量との組み合わせで資料2ではある程度は出ておりますけれども実際はどうかということや、他にも宿題部分、ここら辺が出てきませんと、この後の議論が難しいというところがございます。

ひとまずは一つの提案としまして、21ページの固定費の配分割合が全部で7つあるのですが、これにつきまして従量料金の案も提示をしてということになりますと、非常に複雑かつ議論が散漫になる可能性がありますので、少し選択肢を絞らせていただきまして、例えば、現在200円とございますので、それに近い10%、それから、下水道協会が一つの目安で30%と出してございますので、10%、30%、それと2つだけですと間が大きく開きますので、なんで20%と言われると根拠が弱いのですが、間を取って20%というこの3つぐらいに候補を絞りまして、次回の審議会で、事務局から従量料金の改定案と含めて提示をしていただき、そこで再度審議をするというようなことをさせていただければと思いますが、委員の皆様から何かご意見等ございますでしょうか。

副会長

よろしいですか。私は10%でやっても意味はないと思っています。もしやるのであれば20%、25%、30%ぐらいで考えた方がいいのかなとは思いますが。

会 長

副会長さんから、20%、25%、30%の案が出ましたけれども、正直あの川越市の200円は安いかなというのはあるのですが、今後の人口減とかを考えてみますと、20%、25%、30%でも良いとは思いますがいかがでしょうか。

副会長

もう一つ理由として、先ほどの県の推移で考えていくと、川越市の水準は別とすると、1,000円のところが1,800円とか、実際には30%に近いとか高いことは事実なので、そう考えるとせっかく資料を作ったのですから、ある程度たたき台になるような資料となると、本当は35%ぐらいまで作っていただいた方がいいのかなと思うのですが、それは少々過大となりますので、とりあえず三つぐらいが、私はいいかんと思っております。

事務局

分かりました。先ほどお話いただいております流域の変動費、固定費の部分の考え方を改めてお示しするということがまず一つ。もしそれが変動費になった場合どうなるのというようなお話もいただきましたので、そ

	<p>の辺のところもお示しができればと思います。また、20%、25%、30%という形で今ご提案いただきましたので、こちらを基本料金と従量料金の組み合わせでお見せできるような形でご用意をさせていただき、あともう一つ宿題をいただきました過去の改定時の、基本料金の考え方、こちらについても改めて調べまして、皆さんにお示しできるようにさせていただければと思います。今お話した内容で恐らく、網羅できているとは思いますが大丈夫でしょうか。漏れがあるようでしたら、お話いただければと思います。よろしくをお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>私としては20%、25%とかではなくて、25%、30%、37%で計算していただきたいなと思っています。それは40%中その後また値上げをすることを考えたときに、20%を出すと当然20%に落ち着く機会があるところで、25%、30%、37%で37%から40%の基本料金は改定分になるのですが、そのぐらいやってもいいのかなと思っています。従量料金はいま節電節水も進んでいるのでそれは個人で何とかできるところでたくさん使う方がたくさん出せばいいという考え方なので、後半の三つでやっていただきたいかなと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>今37%というご意見も出ましたが、いかがでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>37%は値上げ分の40%全てを基本料金で賄うという考え方ですので、そちらの数字そのものは比較的出しやすいところではありますから、出せるのかなとは思いますが。</p>
<p>会長</p>	<p>そうしますと、前回改定率40%のご了解をいただいておりますので、基本料金と従量料金のその配分比率の話ですから、恐らく37%に関しては、もう既にその場合基本料金870円と今回出ておりますので、従量料金は改定分ゼロということは現状と一緒にということになるわけですね。もし作るとすると比較的どういふものかは見やすいということもありますので、もし何でしたら、今副会長さんの案を含め20%、25%、30%でやって、それで課題があるようでしたら、37%というのも議論するという形でよろしいですか。</p>
<p>副会長</p>	<p>様々な事情があつて排除量0の人や少ない人もいると思いますが、皆さん今の生活実感として、最低これだけはいろんな市の施設などを維持するために負担してもらうのはいくらかなというのは、逆の発想も必要かと思っています。200円ではあまりにも低すぎて、本来だったら600円、800円、1,000円とかそういうものであると思います。</p> <p>電気は意外と基本料が高いなと個人的にも思っており、それから比べると、下水道は本当にこんな数字かなとも思います。水道になるとどうして</p>

	<p>も生活の維持というから基本料はそんなに高く上げないなというのは思いますけれども、下水道は公衆衛生とかいろいろあるにしても、本来はこのぐらい負担していただいた方がいいのじゃないかという、そういう発想の議論も必要かなとは思いますが、会長にも、そういうことも含めて考えていただいた方がいいのかなと思ってお話をさせていただきました。</p>
会 長	<p>そうしましたら次回ですけれども、ひとまず今20%、25%、30%という固定費配分比率で基本料が出ておりますので、あとは従量料金について、事務局から案を作ってください、次回の審議会ではそれに基づいて、再度審議をするということで進めさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
会 長	<p>はい。事務局も多分準備大丈夫そうですね。</p>
事務局	<p>はい。次回の審議会が約1ヶ月開きまして10月の下旬となりますので、その間に皆様のご質問に答えられるだけの準備を進めたいと考えております。</p>
会 長	<p>そうしましたら質問の部分の答えも含めまして、次回までに基本料と従量料金について案を作ってください、それを審議していくということで進めさせていただければと思います。そうしましたら続きまして、(2)その他に移りたいと思いますが、事務局からお願いできますでしょうか。</p>
事務局	<p>(2) その他 第1回審議会会議録案のご確認依頼事項について説明した。</p> <p>次回の経営審議会の開催日程等について、以下のとおり説明した。</p> <p>第4回経営審議会 令和7年10月2日(木)午後2時開会 やまぶき会館</p> <p>4 閉 会</p>